

## 中小企業等事業継続支援事業のご案内

山形県内の事業所で感染者等が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定は行われず、従業員の出勤判断は各事業者に委ねられています。

そのため、従業員の少ない中小企業等が事業継続を判断した際に、新型コロナウイルス感染症抗原簡易検査キット（以下「簡易検査キット」）を活用することにより、従業員が安心して出勤できる環境を整備することを目的とし、簡易検査キットを配布します。

## 申請受付期限

令和5年3月27日（月）午前8時59分まで

## 配布物及び配布数

1事業者につき1回あたり、簡易検査キット20テスト分（10テスト×2日分）

## 配布要件

※簡易検査キットの配布を受けるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- 1 山形県内に本社又は本店を置く法人又は個人事業主であること  
※大企業、政治団体、性風俗産業を除く
- 2 過去1週間以内に、従業員又はその家族に、新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者が確認されたこと又は8月3日からの大雨等により災害救助法の適用を受けた市町（※）に、大雨等による被害を受けた事業所があること（※米沢市、寒河江市、長井市、南陽市、大江町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町）
- 3 新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者以外の従業員の事業所への出勤を認め、簡易検査キットを活用し事業を継続すること又は8月3日からの大雨等により災害救助法の適用を受けた市町において、被害を受けた事業所の復旧作業に従事する従業員やボランティア等に簡易検査キットを活用すること
- 4 簡易検査キットの利用状況等を報告すること

## 申請方法

WEB申込専用サイトでの申請となります。

申請フォーム <https://www.enq-plus.com/enq/yamagata-testkit/entry/>



※WEB申込が不可能な事業者は、山形県コロナ禍中小企業等事業継続支援センターにお問い合わせください（この場合、令和5年3月24日（金）午後6時までに要相談）

電話番号 0120-146-734（通話料無料）

## 簡易検査キット配送

申請受付日から翌々日のお届け（土・日・祝日を除く）

■山形県ホームページ

山形県 検査キット

検索

「コロナ禍における中小企業等事業継続支援事業について」

